

方向性 1 調査票情報等の提供形態の多層化

【調査票情報等の提供形態の多層化の必要性】

現状：統計調査によって得たマイクロデータの提供形態は「調査票情報」と「匿名データ」の2つ。

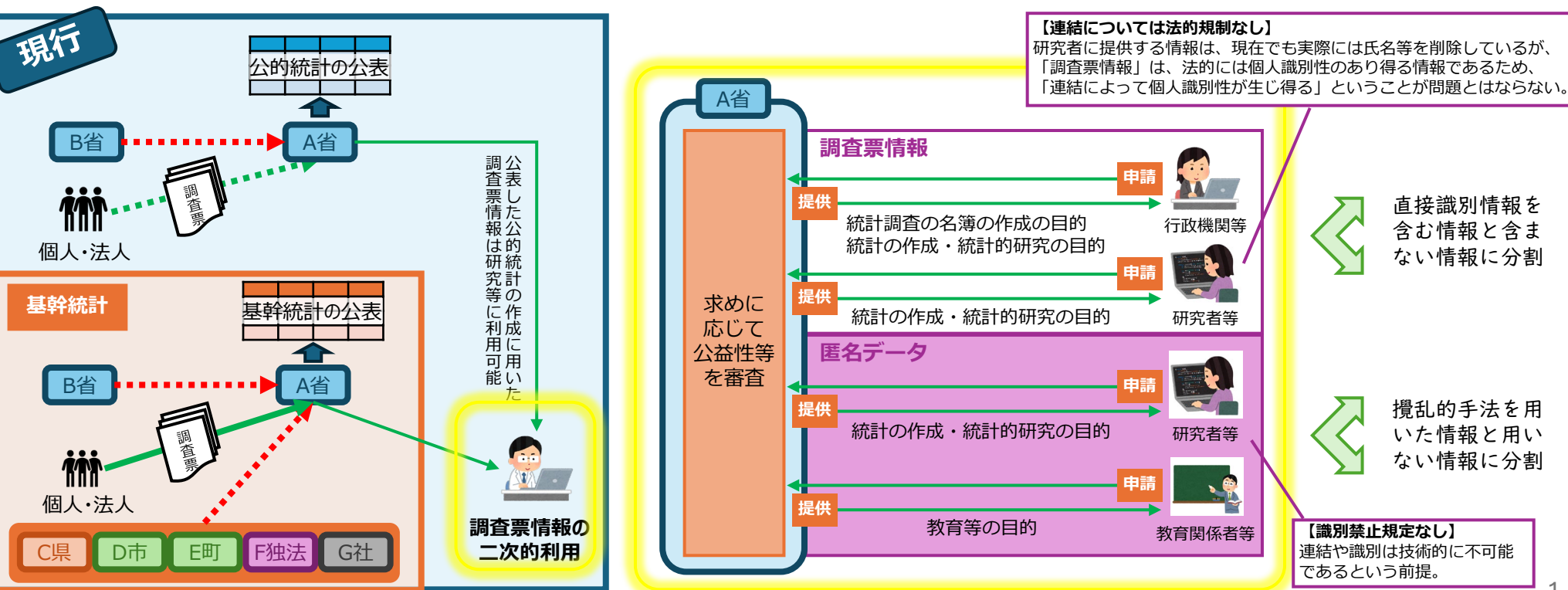
⇒ 匿名データは非攪乱的手法のみを用いたものと攪乱的手法も用いたものの二種類に分けてはどうか。

⇒ 国が公表を前提とした公的統計の作成に用いるために行政機関等から得た行政データや企業等から得た民間データについても二次的利用の枠組みを創設してはどうか。

【“5つの安全”モデルをベースとした多角的な審査の必要性】

現状：調査票情報や匿名データを提供する場合には、その利用目的の公益性などを重点的に審査。

⇒ 行政機関等の公的機関への調査票情報の提供については審査を省略したり、公的研究に従事した経験を持つ研究者や過去に調査票情報の提供を受けた際にルールを遵守した研究者を認定するなどして、調査票情報の提供審査を柔軟化し、提供府省の審査負担を軽減してデータの流通を活性化してはどうか。



方向性 1 調査票情報等の提供形態の多層化

【現行の調査票情報から派生する情報の類型】

改正案：現行の「調査票情報」に含まれる概念として、「統計の作成又は統計的研究に供することを目的として、他のデータとの連結を行う際の符号として用いる場合を除き、調査票情報から「個人の氏名」又は「法人その他の団体の名称」その他「特定の個人又は法人その他の団体を単独で識別できる情報として政令で定めるもの」を含まないように加工したもの」を「直接識別情報秘匿データ（仮称）」とする。

⇒ 調査票情報の取扱いに係る各規定の保護法益の一つは「公的統計の信頼性の確保」であり、取扱いの方法は調査に安心して回答いただけるか否かに影響するため、「調査票情報」よりも個人又は法人その他の団体の識別が困難である「直接識別情報秘匿データ」を導入する（企業・事業所情報については依然として識別されるおそれがある。）。

【現行の匿名データから派生する情報の類型】

改正案：現行の「匿名データ」の定義には「非攪乱的手法のみを用いたもの」と「攪乱的手法を用いたもの」が混在しているが、それらを分け、前者を「標準匿名データ（仮称）」、後者を「完全匿名データ（仮称）」とする。標準匿名データは学術目的による利用が可能であるが、完全匿名データは真実とは異なる情報が含まれているため、データ分析の手法を学ぶための教育目的や、直接識別情報秘匿データなどの学術目的で利用可能なデータにアクセスする前のプログラムの試行などの目的において活用可能。

元の調査票情報

氏名	年齢	職業	年収
富山 健一	31	市職員	460万円
石川 華子	36	大学教員	640万円
福井 優太	26	看護師	540万円
...	...	...	...

年齢から年齢階級への変換

大きな括りの職業分類への変換

職業分類の入替え（1行目と3行目）

年収の合計を維持した額の増減

直接識別情報秘匿データ

氏名の削除

年齢	職業	年収
31	市職員	460万円
36	大学教員	640万円
26	看護師	540万円
...	...	...

標準匿名データ（非攪乱的手法のみ）

年齢	職業	年収
30代	公務員	460万円
30代	公務員	640万円
20代	医療職	540万円
...	...	...

完全匿名データ（攪乱的手法あり）

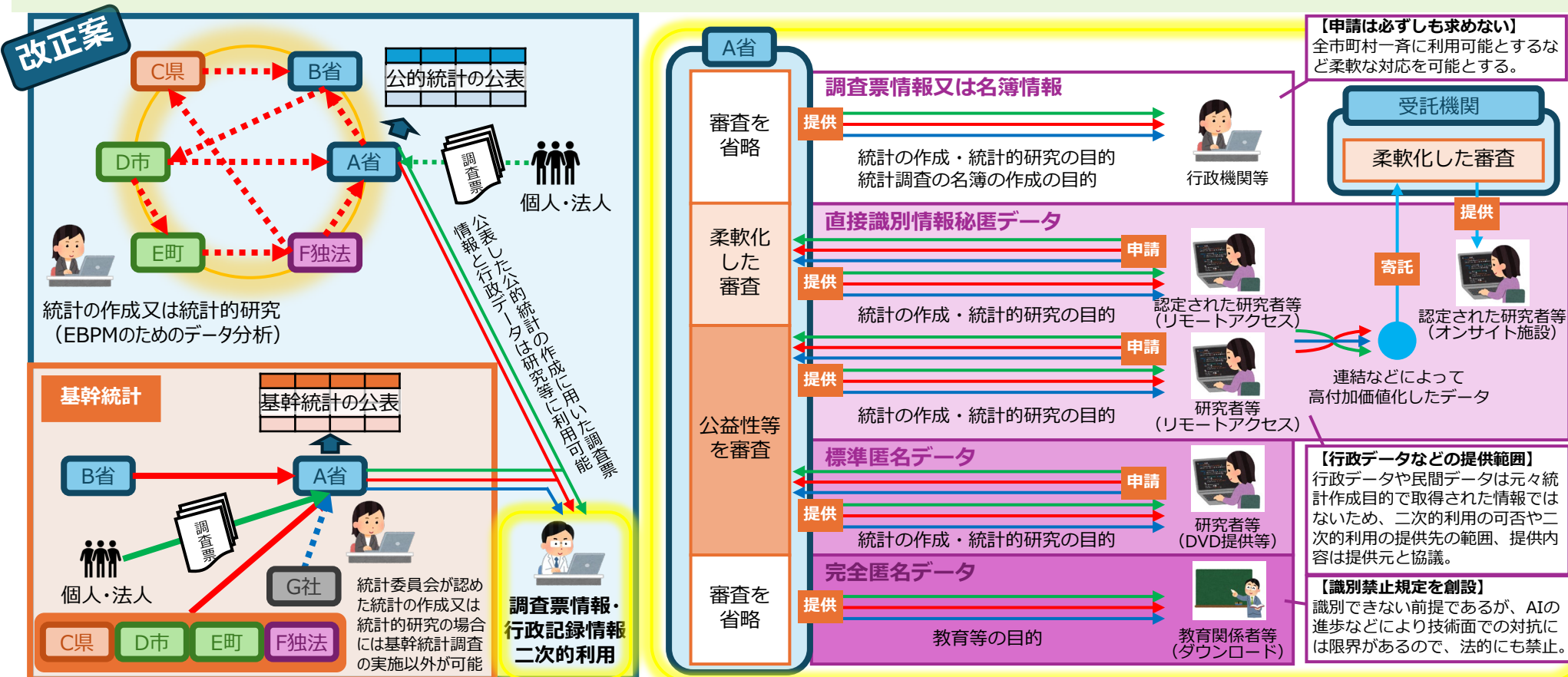
年齢	職業	年収
30代	医療職	470万円
30代	公務員	650万円
20代	公務員	520万円
...	...	...

方向性 1 調査票情報等の提供形態の多層化

【四段階の提供形態とそれに応じた情報管理規律の創設】

改正案：行政機関等には、統計の作成や統計的研究、統計調査に係る名簿の作成を目的として「調査票情報」を提供。研究者等には、「直接識別情報秘匿データ」へのリモートアクセスを許可。直接識別情報秘匿データは連結を許容し、それによって得た付加価値の高いデータはオンサイト施設で他の研究に活用可能とする。また、研究者等には「標準匿名データ」を提供。教育関係者を始めとして広く一般の利用に供する「完全匿名データ」も提供。行政データや民間データの二次的利用については、元々統計作成目的で取得された情報ではないため、利用の可否や提供先の範囲、提供内容は提供元の行政機関等や企業等と事前に協議。

- ⇒ 直接識別情報秘匿データの情報管理、守秘義務等に関する規律は現状の「調査票情報」のものと同様。
- ⇒ AIの進歩などにより識別リスクが高まっているため、標準匿名データと完全匿名データには識別禁止規定を措置。
- ⇒ 個人や企業・事業所に関する情報を扱う以上、情報管理や秘密保持等の信頼性の確保に十分配慮する必要がある。



方向性 2 審査の要件と認定された研究者

【審査の要件の方向性】

- 改正案：調査票情報の「行政機関等」への提供は組織の公的な性格から公益性等の審査を不要とする（現行の統計法第33条第1項第1号でも求めている）。「認定された研究者等」は公的な研究成果が期待される者として、あらかじめ登録された者とし、直接識別情報秘匿データの毎回の申請における研究内容の公益性の審査を軽減する。認定された研究者等以外の者が直接識別情報秘匿データ又は標準匿名データを利用する場合には、従前どおりの公益性等の審査を行うが、完全匿名データは匿名性が高いことから、ダウンロードを可能として審査を省略する。
- ⇒ 「認定された研究者等」は、例えば類似の研究で過去に科研費などの公的資金を獲得した経験のある研究者等や調査票情報の提供を受けた際にルールを遵守した研究者等とする。
 - ⇒ 審査を柔軟化する代わりに、「認定された研究者等」がルールに違反した場合（情報管理規定の違反、守秘義務違反、研究成果の非公表等）には、統計法の罰則だけでなく、一定期間の認定の取消しなどの制裁を追加的に科す。
 - ⇒ 審査の柔軟化を“5つの安全”の観点で評価すると、従前の調査票情報を直接識別情報秘匿データとし、認定された研究者等を導入することで、それぞれ「安全なデータ」と「安全な利用者」の要素をより強く考慮し、利用をリモートアクセス又はオンサイト施設に限ることで「安全な分析環境」と「安全な分析結果」に配慮し、従前の審査の主眼であった「安全なプロジェクト」の確認するもの（競争的資金の獲得を前提とする等の見直し）。

現行

目的	主体	提供物	提供形態	審査	連結・識別
統計調査の名簿の作成	行政機関等	調査票情報	原則としてオンサイト施設又はリモートアクセス	公益性等の審査	
行政機関等による統計の作成・統計的研究					
認定された研究者等による統計の作成・統計的研究	研究者等				
統計の作成・統計的研究		匿名データ	DVD提供		連結は技術的に不可能
教育等	教育関係者等				識別禁止規定なし

改正案

目的	主体	提供物	提供形態	審査	連結・識別
統計調査の名簿の作成	行政機関等	調査票情報、名簿情報、行政データ		審査の省略	
行政機関等による統計の作成・統計的研究	認定された研究者等	直接識別情報秘匿データ、行政データ (連結により高付加価値化したもの)	リモートアクセス (高付加価値のものはオンサイト施設)	公益性等の審査の柔軟化	連結を念頭に置いた規定とする
認定された研究者等による統計の作成・統計的研究	研究者等	標準匿名データ	DVD提供	公益性等の審査	連結は技術的に不可能
統計の作成・統計的研究	教育関係者等	完全匿名データ	ダウンロード	審査の省略	識別禁止規定を措置

方向性2 審査の要件と認定された研究者

【研究者の認定制度の方向性】

論点：先進諸国では、マイクロデータへのアクセスに際して研究者に課す要件として、学位の取得や研究経験など現に研究活動を行っていること、情報の適正管理や守秘義務についての研修を修了していることなどを求めている。我が国で認定制度を構築していくに当たり、留意すべき点は何か。

⇒ 個人や企業・事業所に関する情報を扱う以上、調査客体に対して、情報管理や秘密保持等の信頼性を確保するために、「個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがないこと」という観点は不可欠ではないか。

英国の認定研究者の要件

- 認定には完全認定（Full accreditation）と暫定的な認定（Provisional accreditation）がある。認定には、数学や統計学の学位や定量的研究経験等を証明する必要がある。完全認定の要件を満たしていない場合には、同じ組織で業務に従事する等の条件を満たした認定研究者を監督者としてつけることで、暫定的な認定を受けることができる。
- 認定の際は、Safe Researcher Trainingを修了し、評価に合格する必要がある。ここでは、データセキュリティや個人の責任、ファイブセーフスのフレームワーク、統計的開示管理の原則について研修を受ける。
- 認定研究者は、デジタル経済法により、英国統計局の公的登録簿に掲載することが義務づけられている。

カナダの認定データ利用者の要件

- ミクロデータにアクセスするためには、データ利用者はカナダ統計局の従業員とみなされる必要がある。「みなし職員」となるには、セキュリティクリアランスの取得、必須の研修の終了、カナダ統計局の服務と秘密保持の宣誓に同意する必要がある。

ドイツのデータ利用者の要件

- 「連邦統計局及び州の統計局に特別に保護された区域内」では、形式的に匿名化されたデータへのアクセスが特定の条件下で認められる場合がある。いずれの場合も、データは「高等教育機関または独立した科学研究を任務とするその他の機関」にのみ提供することが可能。さらに、データを受け取る者は、公務員であるか、または特別に宣誓した者でなければならない(連邦統計法第16条第6項)。

フランスのデータ利用者の要件

- データ安全アクセスセンター（CASD）（INSEE、GENES、CNRS、École Polytechnique、HEC Parisで構成される公共団体）が、より詳細なレベルで機密性が求められる公式統計の個別データを、高度に安全な条件で扱えるようにしている。CASDへのアクセスを申請する必要がある、アクセスは法で定められた認可手続によって与えられ、統計機密委員会による一連の手続を踏む必要がある。

オーストラリアのデータ利用者の要件

- ユーザーは、研修を受け、承認手続を完了し、法的拘束力のある守秘義務書及び順守宣言に署名しなければならない